

がまごおり妊娠・出産・子育てサポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての妊婦及び主に0歳から2歳までの乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。）が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための妊娠・出産・子育て応援給付を一体的に実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(事業区分)

第2条 本事業は、次に掲げる事業を一体的に実施するものとし、その事業内容は別記に定めるものとする。

- (1) 伴走型相談支援事業（別記1）
- (2) 妊娠・出産・子育て応援給付事業（別記2）

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

伴走型相談支援事業

1 対象者

市内に住所を有する妊婦・子育て世帯を対象とする。ただし、市内に住所を有することができないやむを得ない事情により、実態として市内に居住していることが認められるものについても対象とすることができる。

2 事業内容

市長は、次に掲げる面談等に基づき、健康状態等の把握並びに妊娠・出産・子育て等の見通しを立てるための相談支援、継続的な情報発信、随時の相談等を行うことで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも連携し必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るものとする。

(1) 妊娠の届出時の面談等

ア 対象者

面談等の対象者は、妊娠の届出をした妊婦とする。なお、妊婦の配偶者及びパートナー並びに同居家族についても同席が可能な場合は、同席して行うものとする。

イ 実施時期

面談等の実施時期は、母子健康手帳の交付の際を基本とし、別途面談日を設定して行うこともできる。別途面談日を設定する場合には、妊娠中のできる限り早い時期に行うものとする。なお、妊婦が近日中に転出を予定している場合であって、かつ、妊婦が転出先での面談等を希望する場合には、妊婦の転出後、転出先市町村において面談等を行うものとする。

ウ 実施内容

面談等の実施内容は、アンケート及び面談により、妊婦と共に、妊娠期から出産に向けての見通し、生活の仕方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を確認し、セルフプランを作成することにより、相談支援を行うものとする。また、別記 2 に定める妊娠・出産・子育て応援給付事業の案内及び申請の受付を行う。

エ 実施方法

保健医療センターでの面談等の実施を基本とする。ただし、妊婦が保健医

療センターでの面談等を行うことができないやむを得ない事情がある場合又は市が保健医療センターでの面談等を行うことが不相当であると認められる場合には、オンライン又はアウトリーチによる面談等を行うものとする。長期入院等によりオンライン又はアウトリーチによる面談等も行うことができないやむを得ない事情があると認められる場合には、面談等に代えて、電話及びアンケートの提出を求めることにより行うものとする。

(2) 妊娠8か月頃の面談等

ア 対象者

面談等の対象者は、妊娠8か月頃の妊婦（令和5年4月1日前に出産予定の妊婦は除く。）とする。なお、妊婦の配偶者及びパートナー並びに同居家族も同席が可能な場合は、同席して行うものとする。

イ 実施時期

面談等の実施時期は、妊娠後期となる妊娠8か月を目安に、妊娠中に行うものとする。

ウ 案内

市長は、妊娠7か月頃の妊婦に対して、面談等の案内及びアンケートを送付する。ただし、当該案内等を送付する前に、妊婦が流産又は死産したことを市が把握したときは、当該妊婦に対して、当該案内等の送付は行わないものとする。

エ 実施内容

面談等の実施内容は、アンケート及び面談により、妊婦と共に、出産後の見通し、生活の仕方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を確認することにより、相談支援を行うものとする。

オ 実施方法

(1)エに定める実施方法に準じて実施する。

(3) 出産後の面談等

ア 対象者

面談等の対象者は、出生した児童を養育する者（以下「養育者」という。）とする。この場合において、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。なお、養育者の配偶者及びパートナー並びに同居家族も同席が可能な場合は、同席して行うものとする。

イ 実施時期

面談等の実施時期は、原則として、市が行うこんにちは赤ちゃん訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間とする。ただし、当該期間に面談等を行うことができなかつた場合（養育者の居所が不明であつた場合、日本国外に居住していた場合等をいう。）は、養育者に対して必要な支援に早期につなげる観点から、面談等を行うことができなかつた事象が消滅した後、速やかに面談等を行うものとする。なお、養育者が近日中に転出を予定している場合であつて、かつ、養育者が転出先での面談等を希望する場合には、養育者の転出後、転出先市町村において面談等を行うものとする。

ウ 実施内容

面談等の実施内容は、アンケート及び面談により健康状態の把握を行い、養育者と共に、子育て期の見通し、生活の仕方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を確認し、セルフプランを作成することにより、相談支援を行うものとする。また、別記2に定める妊娠・出産・子育て応援給付事業の案内及び申請の受付を行う。

エ 実施方法

アウトリーチによる面談等の実施を基本とする。ただし、養育者がアウトリーチによる面談等を行うことができないやむを得ない事情がある場合又は市がアウトリーチによる面談等を行うことが不適當であると認められる場合には、保健医療センターでの面談等又はオンラインによる面談等を行うものとする。長期入院等により保健医療センターでの面談等又はオンラインによる面談等も行うことができないやむを得ない事情があると認められる場合には、面談等に代えて、電話及びアンケートの提出を求めることにより行うものとする。

(4) 面談等後の情報発信、随時の相談受付等

市長は、前3号に規定する面談等の実施のほか、妊婦・子育て世帯に対して、子育て関連アプリ、SNS、オンライン等を活用し、プッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信、随時の相談受付等を継続的に行うものとする。

3 面談等の担当職員の要件

面談等の担当職員は、保健師、助産師等その他子育て支援員に係る研修等の一

定の研修を受けた職員とする。

4 面談等の相談記録の管理

市長は、アンケート及びセルフプランを含む面談等の相談記録を適切に管理しなければならない。

5 関係機関との連携

市長は、伴走型相談支援事業をより効率的・効果的に実施していくため、別記2に定める妊娠・出産・子育て応援給付事業の給付に当たり取得する、本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び共有することについての同意に基づき、必要に応じて関係機関等とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施するものとする。

妊娠・出産・子育て応援給付事業

1 妊娠・出産・子育て応援給付事業

妊娠・出産・子育て応援給付事業は、妊娠応援ギフト、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトを支給することにより行うものとする。

2 妊娠応援ギフト

(1) 支給対象者

妊娠応援ギフトの支給対象者は、次に掲げる者のうち、妊娠応援ギフトの申請時点で市内に住所を有するものとする。ただし、市内に住所を有することができないやむを得ない事情により、実態として市内に居住していることが認められるものについても対象とすることができる。なお、妊娠応援ギフトの支給対象者のうちアに該当する者については「支給妊婦」といい、イ又はウに該当する者については「遡及支給妊婦」という。

ア 令和5年1月1日（以下「事業開始日」という。）以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。以下同じ。）

イ 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した児童の母（妊娠期間中に日本国外に居住しており、日本国内で妊娠届出をしていない者を除く。）

ウ 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に妊娠の届出をした妊婦

(2) 支給内容

妊娠応援ギフトの支給内容は、支給対象者の妊娠1回につき、5万円相当額のクーポン等又は5万円の現金とする。

(3) 支給方法

ア 支給妊婦への支給

(ア) 妊娠応援ギフトの支給を受けようとする者（以下この号において「申請者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ、別記1に規定する妊娠の届出時の面談等（以下「妊娠の届出時の面談等」という。）を受けた後、妊娠応援ギフトに類する他の市町村による事業の給付を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び

共有することについて同意した上で、妊娠応援ギフト申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、申請をする前に流産又は死産した申請者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うことができるものとする。

- (イ) (ア)の支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情が消滅した後3か月以内に支給の申請を行うことができるものとする。
- (ロ) 市長は、妊娠応援ギフト申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、その旨を妊娠応援ギフト支給(不支給)決定通知書(第2号様式)により、申請者に対して通知し、妊娠応援ギフトの支給を行うものとする。
- (ハ) 市長は、必要に応じて、産科医療機関等に申請者に関する妊娠の事実を確認するものとする。
- (ニ) 市長は、支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、申請者の本人確認を行うものとする。

イ 遡及支給妊婦への支給

- (ア) 申請者は、事業開始日以降、市に対してアンケートを提出し、かつ、妊娠応援ギフトに類する他の市町村による事業の給付を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び共有することについて同意した上で、妊娠応援ギフト申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請をする前に流産又は死産した申請者については、市に対してアンケートの提出を行うことなく支給の申請を行うことができるものとする。また、申請時点で児童を出産している申請者については、子育て応援ギフトの支給を受けるために実施するアンケートの提出をもって妊娠応援ギフトの支給の申請を行うことができるものとする。
- (イ) (ア)の支給の申請は、原則として、事業開始日から原則6か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請者が申請期間内に支給の申請を行うことができな

かった場合は、当該やむを得ない特別な事情が消滅した後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。

(ウ) 市長は、妊娠応援ギフト申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、その旨を妊娠応援ギフト支給（不支給）決定通知書により、申請者に対して通知し、令和5年度末（出納整理期間を含む。）までに妊娠応援ギフトの支給を行うものとする。

(エ) 市長は、必要に応じて、妊娠の届出状況を確認すること等により、申請者が支給対象者に該当するかを確認するものとする。

(オ) 市長は、支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、申請者の本人確認を行うものとする。

3 出産応援ギフト

(1) 支給対象者

出産応援ギフトの支給対象者は、別記1に規定する妊娠8か月頃の面談等（以下「妊娠8か月頃の面談等」という。）を受けた妊婦とする。

(2) 支給内容

出産応援ギフトの支給内容は、妊婦が子育てに活用できる物品とする。

(3) 支給方法

出産応援ギフトは、妊娠8か月頃の面談等を行った際に支給するものとする。この場合において、市長は、妊娠8か月頃の面談等に係るアンケートの提出をもって、妊婦から出産応援ギフトの支給申請があったものとみなし、市長は、出産応援ギフトの支給をもって蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）第7条に規定する決定の通知に代えることができる。

4 子育て応援ギフト

(1) 支給対象者

ア 子育て応援ギフトの支給対象者は、次に掲げる対象児童を養育する者のうち、子育て応援ギフトの申請時点で市内に住所を有するものとする。ただし、市内に住所を有することができないやむを得ない事情により、実態として市内に居住していることが認められるものについても対象とすることができる。また、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、その

うち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。なお、子育て応援ギフトの支給対象者のうち(ア)に掲げる児童の養育者については「支給養育者」といい、(イ)に掲げる児童の養育者については「遡及支給養育者」という。

(ア) 事業開始日以降に出生した児童であって、申請時点で市内に住所を有するもの

(イ) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した児童であって、申請時点で市内に住所を有するもの

イ アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

(ア) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(イ) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(ウ) 法人

(2) 支給内容

子育て応援ギフトの支給内容は、対象児童1人につき、5万円相当額のクーポン等又は5万円の現金とする。

(3) 支給方法

ア 支給養育者への支給

(ア) 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、別記1に規定する出産後の面談等を受けた後、同一の対象児童に係る子育て応援ギフトに類する他の市町村による事業の給付を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び共有することについて同意した上で、子育て応援ギフト申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、出産後の面談等を受ける前に対象児童が死亡した申請者については、出産後の面談等を受けることなく、対象児童の死亡日において居住していた住所地の市町村に対して支給の申請を行うことができるものとする。

(イ) (ア)の支給の申請は、原則として、市が行うこんにちは赤ちゃん訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災

害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情が消滅した後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が3歳に達する日以降は支給の申請はできないものとする。

- (ウ) 市長は、子育て応援ギフト申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、その旨を子育て応援ギフト支給（不支給）決定通知書（第4号様式）により、申請者に対して通知し、子育て応援ギフトの支給を行うものとする。
- (エ) 市長は、支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行うものとする。

イ 遡及支給養育者への支給

- (ア) 申請者は、事業開始日以降、市に対してアンケートを提出し、かつ、同一の対象児童に係る子育て応援ギフトに類する他の市町村による事業の給付を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び共有することについて同意した上で、子育て応援ギフト申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請をする前に対象児童が死亡した申請者については、出産後アンケートの提出を行うことなく、対象児童の死亡日において居住していた住所地の市町村に対して支給の申請を行うことができるものとする。
- (イ) (ア)の支給の申請は、原則として、事業開始日から6か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情が消滅した後3ヶ月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- (ウ) 市長は、子育て応援ギフト申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、その旨を子育て応援ギフト支給（不支給）決定通知書により、申請者に対して通知し、令和5年度末（出納整理期間を含む。）までに子育て応援ギフトの支給を行うものとする。

- (エ) 市長は、支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、申請者の本人確認を行うものとする。